

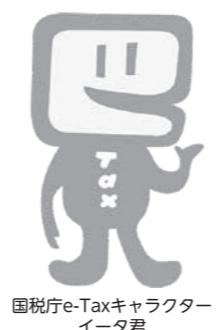
令和7年分 申告相談日程表

月 日	曜日	対象区域	会 場	受付時間
2月10日	火	岩館第2	ファガス	午前9時～午後3時
2月11日	水	休 み	—	—
2月12日	木	岩館第1・小入川	ファガス	午前9時～午後3時
2月13日	金	滝の間・横間	—	—
2月14日	土	休 み	—	—
2月15日	日	休 み	—	—
2月16日	月	立石・茂浦	ファガス	午前9時～午後3時
2月17日	火	中浜		
2月18日	水	椿・椿台		
2月19日	木	浜田		
2月20日	金	休 み	—	—
2月21日	土	休 み	—	—
2月22日	日	休 み	—	—
2月23日	月	休 み	—	—
2月24日	火	目名潟・萩ノ台・蝦夷倉	峰栄館	午前9時～午後3時
2月25日	水	岩子・大久保岱・岱・手這坂		
2月26日	木	水沢・駅前・大槻野		
2月27日	金	三ツ森・カッチキ台・高野々	—	—
2月28日	土	休 み	—	—
3月 1日	日	町内全域 (平日の申告が困難な方)	峰栄館	午前9時～午後3時
3月 2日	月	田中・大土面・沼田	峰栄館	午前9時～午後3時
3月 3日	火	畠谷・上畠谷・内坂・強坂・小手萩		
3月 4日	水	休 み	—	—
3月 5日	木	大沢・横内・外林・仲村・塙・大信田	峰栄館	午前9時～午後3時
3月 6日	金	石川・内荒巻・稻子沢・大野		
3月 7日	土	休 み		
3月 8日	日	町内全域 (平日の申告が困難な方)	峰栄館	午前9時～午後3時
3月 9日	月	町内全域	峰栄館	午前9時～午後3時
3月10日	火	休 み	—	—
3月11日	水	本館・八森第3	ファガス	午前9時～午後3時
3月12日	木	八森第2・八森第1		
3月13日	金	町内全域		
3月14日	土	休 み	—	—
3月15日	日	町内全域 (平日の申告が困難な方)	ファガス	午前9時～午後3時
3月16日	月	町内全域	ファガス	午前9時～午後3時

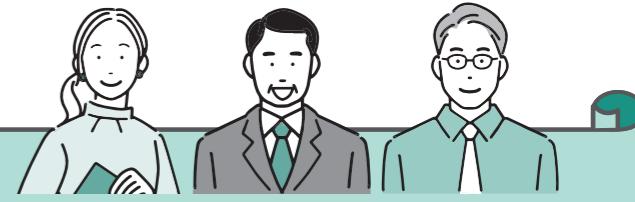
※国税庁ホームページからも確定申告(e-Tax)することができます。

またマイナポータル連携により、医療費の領収書の収集や集計が不要となるほか、ふるさと納税等についても確定申告書に自動入力・自動計算されるなど、たくさんのメリットがあります。

24時間利用可能であり、スマートフォンとマイナンバーカードがあればe-Taxできますので、是非ご利用ください。詳しくは「国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>)」をご覧ください。



税務会計課からのお知らせ



～申告の準備はお早めに～

令和7年分 町民税・県民税の申告受付が始まります！

令和8年2月10日(火)から申告相談を受け付けます。いずれの会場でも申告できますが、混雑を防ぐため行政区ごとに日時と会場を設定していますので、なるべく指定された日にご来場ください。

【申告が必要な方】

- ・個人事業主の方
- ・2か所以上から給与の支払いを受けている方
- ・年末調整を受けていない方（中途退職等）
- ・年末調整または年金支払報告等で申告していない各種控除（医療費控除、障害者控除、配偶者（特別）控除または扶養控除）を適用する方

※詳しくは7ページにて申告の有無についてご確認ください。

【申告の必要が無い方】

- ・税務署に所得税の確定申告をする方
- ・給与収入のみで、年末調整済みの方
- ・年金収入のみの方（ただし公的年金収入が400万円以上の場合は申告が必要）

【申告に必要なもの】

- ①申告前に郵送される町民税・県民税の申告書
- ②本人確認書類の写し（マイナンバーカードまたは通知カードおよび身元確認書類）
- ③収入・経費がわかる書類
- ④給与・年金等の源泉徴収票（原本（コピー不可））
- ⑤社会保険料、生命保険料や地震保険料等の控除証明書（原本（コピー不可））
- ⑥医療費の支払領収書
※医療を受けた方、病院・薬局などの支払い先ごとに、金額を一緒に集計してお持ちください。
- ⑦所得税の還付がある場合、還付先の口座番号がわかるもの（通帳・キャッシュカード等）
※前年と同じ口座でも確認しますのでお持ちください。
- ⑧所得税の納付が必要な場合で、新規で口座振替を希望する方は、通帳と通帳印があればその場で手続きができます。

待ち時間短縮と円滑な申告ができるよう、営業や農業・不動産の申告をする方は、収支内訳書を作成して経費等の領収書と一緒に持ちください。昨年分までの申告内容等から判断し、令和7年分の申告が必要と思われる方には、1月中旬に申告書や収支内訳書用紙を郵送します。

また、申告書が届かなくても、令和7年中に一時的に収入があった方や途中で退職した方などは申告が必要となることもあります。

■問合せ先 税務会計課 ☎76-4604

